東京電力（株）　福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成２０年　８月２７日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 8月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：６件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	２号機	原子炉建屋２階設置の蓄電池式非常灯（Ｎｏ．３）点検時、蓄電池タイマ回路用ヒューズホルダカバーに破損が認められたため、当該カバーを修理	D	
2	３号機	主排気筒放射線モニタトリチウム回収装置サンプリングポンプ（Ａ）の「圧力低」及び「流量低」によるトリップが認められたため、当該回収装置を点検・修理	D	
3	３号機	廃棄物処理系機器ドレン系廃スラッジサージタンクレベル記録計に印字不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
4	３号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置フィンカバーに腐触が認められたため、当該カバーを交換	D	
5	集中環境施設	補助ボイラ（Ｃ）汽胴レベル計（２台の内１台）に蒸気リーク（微量）が認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	
6	その他	燃料集合体チャンネルボックスの解体・減容のためのスペーサ除去作業において、作業ステップ毎の確認未実施により、スペーサ除去装置の押出しピンが破損したため、当該装置を点検・修理	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生　　など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 ＊ 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 ＊ 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合　など ・ 原子炉への異物の混入　など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害　　など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理　　など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

＊「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）
本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）
○Ａｓ　：法令、安全協定に基づく報告事象
　　プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
○Ａ　　：国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
　　定期検査工程へ大きな影響を与える事象
○Ｂ　　：国の検査等で指摘を受けた不適合事象
　　運転監視の強化が必要な事象
○Ｃ　　：品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
○Ｄ　　：通常のメンテナンス範囲内の事象
○対象外：消耗品の交換等の事象

＜注　意＞
掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電　話：0240-32-3432　　福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで